# 令和7年度 高梁川流域周遊型旅行商品造成助成金

#### 事業の概要

岡山県高梁川流域圏内(新見市、高梁市、総社市、早島町、倉敷市、矢掛町、井原市、浅 口市、里庄町、笠岡市)の観光資源を活用した募集型企画旅行商品(宿泊・日帰り)の造成・ 販売を行う旅行業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付します。

### ※ 国や県など他の自治体の助成金との併用も可能です!!

補助対象者※	旅行業法第3条の規定による登録を受けた旅行業者
補助対象経費	圏域内の観光施設等を行程に含む日帰り旅行商品、又は、圏域内の
	ホテル等の宿泊施設に1泊以上宿泊する旅行商品の造成に係る費用
補助金の額	宿泊を含む旅行商品 3,000円×ツアー参加人数×宿泊数
	日帰りの旅行商品 2,000円×ツアー参加人数
	※1営業所につき上限20万円(千円未満の端数を切り捨てた額)
補助対象期間	令和7年4月14日(月)~令和8年3月27日(金)までの行程

### 助成要件

次に掲げる要件を満たす募集型企画旅行商品を造成し、又は販売する事業とする。

- 【宿 泊】出発地を除く圏域内の<u>宿泊施設に1泊以上宿泊し、宿泊地を除く圏域内の市町で</u> 観光施設等(体験・飲食施設含む)を1箇所以上行程に含む旅行商品であること。
- 【日帰り】出発地を除く圏域内の市町で<u>同一市町を除く観光施設等(体験、飲食施設含む)</u> を2箇所以上行程に含む旅行商品であること。

#### 【共通要件】

- •参加人数が8名以上(乗務員及び添乗員を除く)であること。
- チラシ等の広報媒体に「高梁川流域観光振興協議会助成事業」の文字を記載すること。
- 宿泊先や立寄先が同じ旅行商品の申請について、<u>各営業所における重複は認められない</u>。 (旅行業者の法人名が異なる場合は認められる)



#### 申請方法

所定の様式に必要事項を記入の上、倉敷市観光課へメール又は郵送で申請書をご提出ください。 各種様式は、倉敷市観光課ホームページ助成金案内ページからダウンロードしてください。

【お問合せ·申請先】 高梁川流域観光振興協議会事務局(倉敷市観光課内) TEL086-426-3411 FAX086-421-0107

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田 640 番地 E-mail:kankou@city.kurashiki.okayama.jp

倉敷市観光課ホームページ: https://www.city.kurashiki.okayama.jp/

## 助成を受けるまでの流れ

事前相談➡企画提案➡採用		
事前相談(任意)	ツアー計画時の事前相談。助成適用の可否や申込方法をご案内。	
	助成期間中に実施する旅行商品を企画造成し、所定の交付申請書(様式第1号)	
	に次に掲げる書類を添えて提出。	
➡申 請	①事業企画書(様式第2号)	
	②募集チラシ等ツアーの実施内容及び行程が確認できる資料	
	③旅行業法第12条の9第1項に規定する標識の写し	
➡審 査	提出された交付申請書等を審査。	
➡助成の決定通知	助成の可否を審査後、交付決定通知書(様式第3号)を送付。	

募集➡送客	
募集	企画旅行を掲載したパンフレット、新聞や雑誌等の広告宣伝物を作成し、募集
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	を開始。
➡ツアーの実施	ツアーを実施し、高梁川流域連携圏に送客

実績報告➡支払		
	ツアー終了後、2週間以内までに所定の実績報告書(様式第8号)に次に掲げ	
	る書類を添えて提出。	
実績報告書の提出	①事業実績書(様式第9号)	
	②補助事業に係る宿泊施設が発行する所定の宿泊証明書(様式第10号)	
	③補助事業に係る観光施設が発行する所定の立ち寄り証明書(様式第11号)	
➡報告内容の確認	提出された実績報告書等の内容を確認。	
➡審 査	助成の可否を審査後、交付確定通知書(様式第12号)を送付。	
➡請求書の提出	所定の交付請求書(様式第13号)を提出。	
➡支 払	申請者へ、指定口座への振込み。	

# 高梁川流域連携中枢都市圏とは

高梁川流域自治体7市3町(新見市、高梁市、総社市、早島町、倉敷市、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町、笠岡市)では、倉敷市を連携中枢都市とする高梁川流域連携中枢都市圏を形成し、今後の人口減少・少子高齢化社会への対応を図り、圏域全体の経済成長を目指すこととしています。

観光分野においては、観光客の周遊性向上や 外国人観光客の誘致拡大、圏域の地域資源を活 用した商品開発・販路拡大などの取組を展開し ています。

